

重度の肝硬変の方への支援制度

重症度を判断する基準が、最近、緩和されています。ぜひ、ご活用ください。

障害年金

国民年金・厚生年金（共済年金含む）からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります（原則として65才未満）。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家にご相談ください（申請先は年金事務所）。



障害年金のイメージ

1級（介助なしで日常生活できない。寝たきり等）
→ 年102万円 + 障害厚生年金（※）

2級（日常生活が困難で労働収入が得られない）
→ 年81.6万円 + 障害厚生年金（※）

3級（厚生年金だけの制度。労働に著しい制限のある方）
→ 年61.2万円～

※障害厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。

*これはイメージです。詳しくは専門家にご相談下さい。



身体障害者手帳

「肝機能障害」の程度に応じて、介護や医療費・交通運賃の割引など、自治体からのサービスが受けられます。支援の内容や手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの市区町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

治療などについて、患者さんの相談できるところ

広島県肝疾患診療連携拠点病院

国立大学法人 広島大学病院
肝疾患相談室

☎082-257-1541

受付時間 10:00～16:00
（12:00～13:00を除く）
（土日祝日・年末年始を除く）



福山市民病院 肝疾患相談室

☎084-941-5151

（内線番号3146）

受付時間 8:30～17:00
（土日祝日・年末年始を除く）



発行・お問い合わせ

全国B型肝炎訴訟広島原告団 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー5F・A

☎0120-10-6589

紹介しているのは令和6年6月1日現在の内容です。

ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。
その費用を補助する制度をご紹介します。



ご存じですか？

肝がん・重度肝硬変は医療費助成の対象がさらに広がっています！

令和5年度 まで 入院費→入通院費 粒子線治療も対象に

令和6年度 からは 助成対象の高額療養費
直近1年内の3月目以上→2年内の2月目以上に拡大

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 対象は①B型C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院治療または肝がんの外来治療（分子標的薬化学療法・肝動注化学療法・粒子線治療）を受け、②世帯の合計年収がおおむね370万円未満、③上記①治療の関係医療費の自己負担額が過去24カ月で2カ月以上「高額療養費」の限度額を超え、④研究に協力するという4つの条件を全て満たす方です。2カ月目からの自己負担額が月1万円に減額されます。（詳しくは県庁担当課まで）



※2 問合せは次ページ 県庁の担当課はこちら 参照

※1 都道府県が指定する医療機関での治療

B型・C型肝炎 治療費の助成

広島県の肝炎治療費助成制度

対象となる治療は、インターフェロン、核酸アナログ製剤、C型肝炎経口薬です。

申請には、県が指定した肝疾患専門医療機関の肝臓専門医による診断書などがが必要です。ご希望の方は肝疾患専門医療機関でご相談ください。なお、核酸アナログの更新申請では、診断書に代わる資料でも手続きが可能です(詳細は県庁まで)。



助成を受けたときの 自己負担額 (広島県の場合)

世帯の市町村民税	自己負担
所得割 23.5万円未満	月1万円
所得割 23.5万円以上	月2万円

C型経口薬で治ゆされた方など 定期検査費用の助成

ウイルス性肝炎重症化予防推進事業：定期検査費用助成

B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、現在、上記肝炎治療費の助成を受けていない方は、年度2回まで定期検査費用の助成を受けることができます(所得制限あり)。

対象は血液検査、超音波検査(肝硬変・肝がんはCT・MRIも可)などで、医師が真に必要なと認めたものです。お問い合わせ・申請は県庁の担当課または保健所まで。



助成を受けたときの 自己負担額 (広島県の場合)

住民税非課税世帯	無料
市町村民税(所得割) 23.5万円未満の世帯	
慢性肝炎	1回2千円
肝がん・肝硬変	1回3千円

県庁の担当課はこちら

広島県 健康福祉局 薬務課 肝炎対策グループ
☎082-513-3078

手続きは
お済みですか?



弁護団に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間(患者で作る原告団)も出来ます。

B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に感染したキャリア・患者が対象です。無症候性キャリアの方は、さらに年4回の定期検査費用が助成されます。①生年月日が昭和16年7月2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている方は、あきらめる前に弁護団にご相談ください。

給付金の金額

死亡	3600万円
肝硬変重度、肝がん	3600万円
肝硬変軽度	2500万円
慢性肝炎	1250万円
※各病態の発症から提訴までに20年が経過した場合、減額されます。	
無症候性キャリア	50万円 + 定期検査費用等

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」(追加給付)を受給できます。

ご相談は各地の弁護団へ

全国B型肝炎訴訟広島弁護団 (広島県、岡山県、山口県、愛媛県、香川県、高知県を担当)

☎0120-10-6589 平日9:00~17:00(お昼12~13時を除く)

<http://bkanhiroshima.net> B型肝炎 広島 で検索

弁護団長 藤井裕(広島弁護士会)



薬害肝炎(C型肝炎)「給付金」

フィブリノゲン製剤でC型肝炎に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々が対象です。この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全国弁護団にご相談ください。

ご相談は各地の弁護団へ

薬害肝炎大阪弁護団 <http://www.hcv.jp>

☎06-6315-9988 FAX 06-6315-9996

FAX相談はFAXによりご回答します。
所定の相談用紙をホームページからダウンロードできます。

